B－六規則　職員及び乗組員の任務

職員及び乗組員は、その業務を行う船舶に固有のバラスト水管理の実施における自己の任務に精通し、かつ、自己の任務に相応して、当該船舶のバラスト水管理計画に精通するものとする。

C節　一定の水域における特別の要件

C－一規則　追加的な措置

1　締約国が、単独で又は他の締約国と共同して、船舶のバラスト水及び沈殿物を介した有害な水生生物及び病原体の移動を防止し、軽減し、又は除去するために前節の措置に加えて措置が必要と判断する場合には、そのような判断を行った締約国は、船舶に対し、国際法に適合する範囲内で、特定の基準又は要件を満たすよう要求することができる。

2　1の規定に基づいて基準又は要件を定めるに先立ち、締約国は、当該基準又は要件によって影響を受けることのある近隣の国又は他国と協議すべきである。

3　1の規定に基づいて追加的な措置を導入する意図を有する締約国は、次のことを行う。

3.1　機関が作成する指針を考慮に入れること。

3.2　緊急又は伝染病の場合を除くほか、追加的な措置を定める意図を当該措置の実施が予定されている日の少なくとも六箇月前に機関に伝達すること。伝達する内容には、次のものを含む。

3.2.1　追加的な措置が適用される正確な経緯度

3.2.2　追加的な措置を適用する必要性及び理由（可能な場合には、便益を含む。）

3.2.3　追加的な措置についての説明

3.2.4　船舶による追加的な措置の遵守を促進するために提供することができる措置

3.3　海洋法に関する国際連合条約に反映されている国際慣習法が必要とする限度において、適当なときは、機関からの承認を得ること。

4　締約国は、追加的な措置を導入するに当たり、船舶の負担を軽減するため、実行可能な限り、全ての適切なサービス（水域並びに利用可能及び代替的な航路又は港についての船員への通報を含むことができるが、これらに限定されない。）を利用に供するよう努める。

5　締約国が採用するいかなる追加的な措置も、船舶の安全性を低下させ、また、いかなる場合においても、船舶が適合しなければならない他の条約に抵触するものであってはならない。

6　追加的な措置を導入した締約国は、適当と認める一定の期間又は特定の状況においてこれらの措置を免除することができる。

C－二規則　一定の水域におけるバラスト水の取入れに関する警告及び関連する旗国の措置

1　締約国は、その管轄の下にある水域であって既知の条件によりバラスト水を取り入れるべきでないものを船員に通報するよう努める。当該締約国は、そのような通報の中に当該水域の正確な位置及び可能な場合にはバラスト水の取入れのための代替的な水域の位置を含める。警告は、次のいずれかの水域について発出する。

1.1　バラスト水の取入れ又は排出が関連性を有すると思われる有害な水生生物及び病原体の発生、まん延又は個体群の存在（例えば、有害な藻類の異常発生）が判明している水域

1.2　汚水の排出口の付近

1.3　潮汐（せき）による浄化が不十分な水域又は潮汐（せき）が一層濁ることが判明している時間

2　締約国は、1の規定に従い水域を船員に通報することに加え、機関及び潜在的に影響を受ける可能性のある沿岸国に対し、1に特定する水域及び1に規定する警告が効力を有すると思われる期間について通報する。機関及び潜在的に影響を受ける可能性のある沿岸国への通報には、当該水域の正確な位置及び可能な場合にはバラスト水の取入れのための代替的な水域の位置を含める。当該通報には、当該水域におけるバラスト水の取入れを必要とする船舶に対し代替的な供給のための措置を示した助言を含む。締約国は、当該警告を適用しなくなったときは、船員、機関及び潜在的に影響を受ける可能性のある沿岸国に通報する。

C－三規則　情報の伝達

機関は、C－一規則及びC－二規則の規定により伝達された情報を適当な手段によって利用可能なものとする。

D節　バラスト水管理のための基準

D－一規則　バラスト水の交換のための基準

1　このD－一規則の規定に従いバラスト水の交換を実施する船舶は、バラスト水の少なくとも九十五パーセントの容積を交換する効率によって実施するものとする。

2　ポンプによる送水を行う方法でバラスト水を交換する船舶について、ポンプにより各バラスト水タンクの容積の三倍の量の送水を行うことは、1に定める基準を満たすものとみなす。少なくとも九十五パーセントの容積を交換することができることを船舶が証明することができる場合において、ポンプにより各バラスト水タンクの容積の三倍未満の量の送水を行うことは、1に定める基準を満たすものとする。

D－二規則　バラスト水の処理のための実施基準

1　このD－二規則の規定に従いバラスト水管理を行う船舶は、最小の寸法が五十マイクロメートル以上の生物については一立方メートル当たりの生存している生物の数が十未満、また、最小の寸法が十マイクロメートル以上五十マイクロメートル未満の生物については一ミリリットル当たりの生存している生物の数が十未満のバラスト水を排出するものとし、指標微生物の排出は、2に規定する濃度を超えないものとする。

2　人の健康の基準としての指標微生物には、次のものを含む。

2.1　産毒性のコレラ菌（O－一及びO－一三九）については、バラスト水百ミリリットル当たり一コロニーフォーミングユニット（ｃｆｕ）未満又は動物プランクトンの試料の湿重量一グラム当たり一ｃｆｕ未満

2.2　大腸菌については、バラスト水百ミリリットル当たり二百五十ｃｆｕ未満

2.3　腸球菌については、バラスト水百ミリリットル当たり百ｃｆｕ未満

D－三規則　バラスト水管理システムについての承認のための要件

1　2に規定する場合を除くほか、条約に適合するために用いられるバラスト水管理システムは、機関が作成する指針を考慮して主管庁が承認しなければならない。

2　条約に適合するために活性物質又は一若しくは二以上の活性物質を含む製剤を用いるバラスト水管理システムは、機関が作成する手続に従い機関が承認する。この手続は、活性物質の承認及びその撤回並びにそれらの申請の方法について定める。承認の撤回に際して、関連する活性物質の使用は、当該撤回の日の後一年以内に禁止される。

3　条約に適合するために用いられるバラスト水管理システムは、船舶、その設備及びその乗組員に対して安全なものでなければならない。

D－四規則　試験的なバラスト水の処理技術

1　バラスト水の有望な処理技術の試験及び評価を行うために主管庁が承認するプログラムに、D－二規則の基準が効力を生ずる日前に参加する船舶については、当該船舶が同規則の基準の遵守を求められる日から五年間、同規則の基準を適用しない。

2　D－二規則の基準を上回る基準を達成する処理技術となる可能性があるバラスト水の有望な処理技術の試験及び評価を行うために、機関が作成する指針を考慮して主管庁が承認するプログラムに同規則の基準が効力を生じた日の後に参加する船舶については、当該処理技術を搭載した日から五年間、同規則の基準を適用しない。